

平成29年度

運 輸 安 全 報 告 書

静鉄タクシー株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を最優先としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

輸送安全方針	P 2
1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P 3
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 (総件数及び類型別の事故件数)	P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P 4
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策	P 4-6
6. 輸送の安全に関する計画	P 7-8
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P 8
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制	P 9
9. 安全統括管理者、安全管理規定	P 9
10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	P 9
11. 安全管理規定	P 10-17



輸送安全方針

静鉄タクシーは事業活動を通じて社会に貢献し、お客様から信頼され地域で支持される会社になることを経営ビジョンとします。

また現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し自覚と責任を促し、不安全行動を戒めヒューマンエラーの撲滅を目指します。

さらに輸送の安全確保を最重要とし、その向上に努め、法令を遵守する事はもちろん、社会規範や倫理行動規範を従業員一人ひとりが確実に遵守いたします。

また、静鉄グループの一員として「安全・安心・快適のあくなき追求」という経営理念のもとに、社会に信頼され圧倒的に支持される静鉄タクシーを目指します。

2016年4月1日制定

代表取締役社長

池田 敦



【 朝礼 : 倫理行動規範唱和 】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、安全最優先で地域から選ばれる会社を目指し、全社員による安全管理体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

社長は、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たし、現場の状況を十分に把握したうえで社員に対し、輸送の安全の重要性を認識させる。また、輸送の安全に関する計画・実行・チェック・改善 (PDCA) を確実に実行し、安全対策を不断に見直し全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努める。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成29年度に設定しました目標及び達成状況は次のとおりであります。

目 標	達 成 状 況
平成29年度 年間事故防止目標	
・「軽微物損事故の削減」	・軽微物損事故件数 144件 前年件数 34.2%減
・「過失100%責任事故の削減」 ～ヒューマンエラーを防止し、防衛運転に努める～	・過失100%責任事故 23件 前年件数 4件増
・軽微物損事故 153件以内 前年件数(219件) 30%減	・有責事故件数 38件 前年件数 6件増
・過失100%責任事故 18件以内 前年件数(19件)より削減	人身・物損 17件
・有責事故件数 27件以内 前年件数(32件)	人身のみ 5件
・重大事故 0件	物損のみ 16件
	計 38件
	・重大事故 1件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成29年4月1日から平成30年末日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの	1 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件
自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置:原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制御装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置等)の故障により運行できなくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
事 故 総 件 数	1 件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(別紙2-1) 『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』 参照

(別紙2-2) 『大規模災害発生時の出勤体制』 参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて重点的に実施した施策は次のとおりであります。

法令遵守の精神と知識・技術の向上を目的とした教育を計画的かつ効果的に実施することにより、輸送の安全に対する意識を高めると共に、定期的な社内監査の実施及び本部安全対策会議の開催により、情報の共有化を図り、実態のチェックと改善の実行を推進する。

【 年間事故防止目標 】

- ・軽微物損事故の削減
- ・過失100%責任事故の削減

～ ヒューマンエラーを防止し、防衛運転に努める ～



【 始業点呼 】

【 月間事故防止目標 】

4月 「歩行者・二輪車との事故撲滅」

- ・歩行者の側方を通過する時は徐行する。右左折時は、最徐行・一旦停止する。

5月 「交差点内での事故削減」

- ・交差点に近づいたらアクセルから足を離す。黄色信号では進入しない。

6月 「追突・バック事故の削減」

- ・車間距離の確保、脇見運転厳禁！バックモニターに頼らず、目視で安全確認。

7月 「一旦停止の完全実施」

- ・停止線の手前で停止(車輪が動かない)。指差呼称で左右の安全確認

8月 「夜間の危険予知不足の事故削減」

- ・速度を控えてハイビームを活用し、前方の視界を拡げる。

9月 「歩行者・自転車との事故撲滅」

- ・歩行者、自転車の急な飛び出しを予測する。歩行者、自転車との車間に注意！

10月 「停車・発車時の事故削減」

- ・僅かな時間でもサイドブレーキを引く。車両周辺の安全確認を怠らない。

11月 「乗降・走行中の社内事故撲滅」

- ・シートベルト着用の声掛けを必ず実施。ドア開閉時の声掛けと後方の安全確認。

12月 「過労運転・健康起因による事故撲滅」

- ・適正な休憩取得で集中力維持。十分な睡眠をとり、健康管理の徹底。

1月 「前方不注意による事故撲滅」

- ・〇〇しながら運転しない。脇見・漫然運転厳禁！

2月 「一旦停止後の事故撲滅」

- ・二次停止、三次停止も忘れずに。バランスの良い左右の安全確認。

3月 「追突・バック事故の削減」

- ・車間距離の確保、脇見運転厳禁！バックモニターに頼らず、目視で安全確認。

社内運転操作ルール 1 追突事故撲滅5項目

1. 安全車間距離の操作

走行中は、前車との車間時間を(2秒以上)確保する。

停車中は、前車のタイヤが見える(2m以上)車間を確保する。

2. 停車の操作

信号待ちの停止時は、「ギアをP(パーキング)でサイドブレーキ」を引く。

3. 発車の操作

視差呼称「左よし、右よし、前方よし」を行い確認後、発車する。

4. 交差点接近の操作

交差点接近時には、アクセルから足を離し、ブレーキペダルに足を乗せる。

5. 交差点での操作

黄色信号では、交差点に進入しない。(イエローストップ)

歩行者信号点滅時は、減速し停車の準備をする。

社内運転操作ルール 2 バック運転操作6項目

1. 停車し、「P・パーキング」でサイドブレーキを引く。

2. 車両から降りて、後方周囲を目視確認する。

3. 車両に戻りハザードを点灯する。

4. 「後方左よし、後方右よし、後方よし」と体を反転させ、指差呼称をする

5. ギアをバックに入れ、サイドブレーキを解除する。

6. 一時停止・二次停止して、ゆっくりバックする。

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

(1) 経営トップによる職場巡視及び乗車チェック

現場との双方コミュニケーション (随時)

(2) 経営トップ、安全対策室による早朝点呼立会い

及び安全指導 本社、城北、丸子、堂林、岡出山

(32回)



【 点呼立会・安全指導 】

(3) 定例会議での安全運行実績の確認

・本部安全対策会議の開催 (毎月1回)

・有責事故反省会及び賞罰委員会の開催 (隔月)

・安全衛生委員会の開催 (各地区) (毎月)

(4) 街頭監査・街頭パトロールの実施 (随時)

(5) 街頭啓発活動の実施

・毎月ゼロの日(10・20・30日)に安全対策室・地区長・

指導主任によるのぼり旗掲揚活動 (本社営業所)



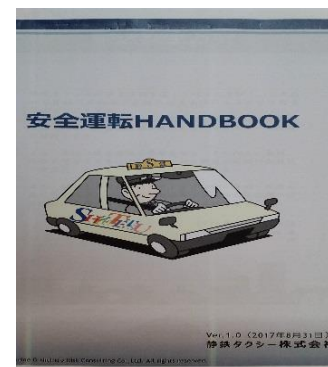
【 のぼり掲出・街頭活動 】

(6) 社内運転操作ルールの周知徹底

・各営業所始業点呼時唱和

(7) 安全運転習慣マニュアルの作成

・各営業所始業点呼時唱和、確認



【 安全運転ハンドブック 】

(8) 事故惹起者、新人運転士、不安全行動運転士の
ドライブレコーダー映像監査の実施 (随時)

(9) 健康起因による事故防止対策
健康診断結果の追跡チェック、要精密検査・要再検査の義務化
血圧・健康状態・薬服用の自己申告を点呼簿に記載

(10) 地震・災害に対する防災訓練の実施

- ・実施日 平成29年9月1日(金) 全営業所
- 地震を想定した情報伝達確認および
安否確認システム返信操作訓練
- ・各営業所の被害状況確認
- ・各営業所の運転士の安否確認
- ・対策本部設置後、各役割担当者の対応、報告



【 9月1日 防災訓練 】

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成29年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

主 な 項 目		金 額
ソフト面	① 無事故手当	9,268
	② 安全教育関係 社員全体教育、賞罰委員会 新任教育(フォローアップ教育含む) 適性診断(初任・適齢)	1,485
	③ 永年勤続、無事故表彰、善行表彰	330
	④ 運輸安全マネジメント関係 運行管理者関係 基礎講習、一般講習、特別講習、資格試験等	1,006
ハード面	① 一般双方向式ドライブレコーダー設置	0
	② 事故防止の製作物費(安全運転マニュアル)	885
合 計		12,974

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3-1) 「事故、災害発生時の報告連絡体制」参照

(別紙3-2) 「事故報告体制」参照

9. 安全統括管理者、安全管理規程

① 安全統括管理者：役職名 取締役社長 氏名 池田 敦

② 安全管理規程：(別紙1) 『安全管理規程』 参照

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

<運行関係>

- (1) 安全教育(KYT)講習会
 - ・全従業員(運転士)を対象に外部講師による
集合教育の実施 (年1回)
- (2) デジタルタコメーター・データに基づく
個人面談・指導 (随時)
- (3) 事故惹起者に対する個別面談・指導 (随時)
- (4) 新人運転士の安全運転に関する
フォローアップ面談 (随時)
- (5) 事故惹起者を対象とした安全講習会 (年3回)
- (6) 高齢者適齢診断の実施と結果に基づ
く個別面談・指導 (随時)
- (7) 入社時、新任教育の実施 (随時)
- (8) 飲酒講習会の実施 (年1回)
- (9) ドライブレコーダー映像監査による
運転姿勢、運転操作の個別指導 (随時)



【 社員全体安全教育講習会 】



【 安全講習会 】

<整備関係>

- (1) 新人運転士教育
 - ・車両基礎教育、車両トラブルの対応教育、日常点検教育
 - ・異常気象時、道路冠水時の走行法説明
- (2) 整備士教育
 - ・整備管理者講習会への参加(隔年1回)、整備主任者講習会への参加(年1回)

安全管理規程

街にいろいろ。人にときめぎを。

静鉄グループ

平成18年 12月 12日 制定
平成23年 10月 16日
平成28年 6月 8日
平成29年 6月 16日 改正
(組織図改正)

静鉄タクシー株式会社

目次

- ◇第一章 総則
- ◇第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- ◇第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ◇第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

◇第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

◇第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける等現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

◇第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い社長に報告する。
- 六 輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を徹底すること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

◇第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努力する。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者(社長)又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは、輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

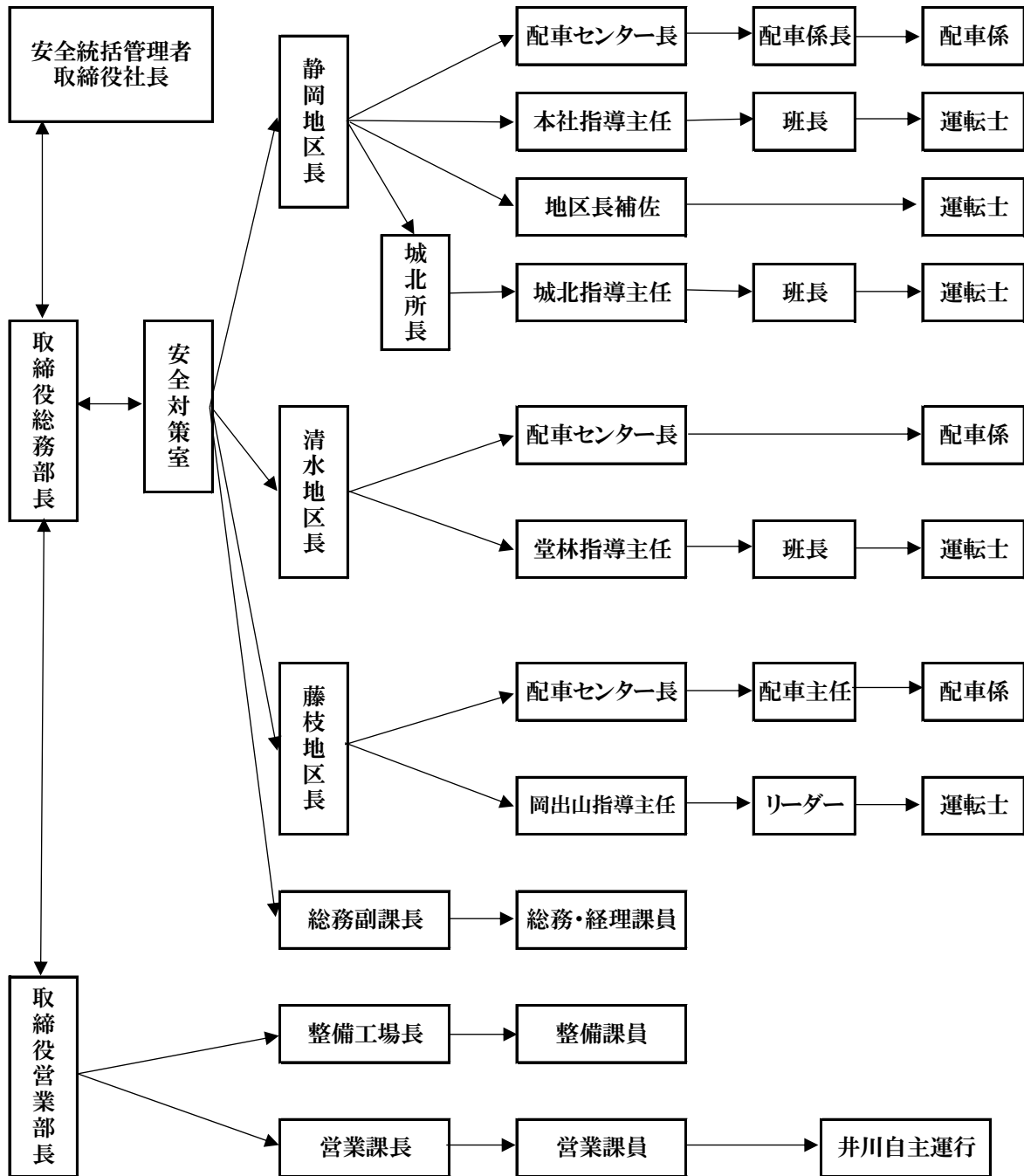
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は安全統括管理者が管理し、保存期間は3年とする。

『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』

2012年 12月 1日 改正
2013年 3月 1日 改正
2016年 6月 8日 改正
2017年 6月 16日 改正
2018年 5月 日 改正

静鉄タクシー株式会社



* 各地区から営業所運転士に対しての連絡網は各営業所が作成・管理すること。

『大規模災害発生時の出勤体制』

(参集場所)

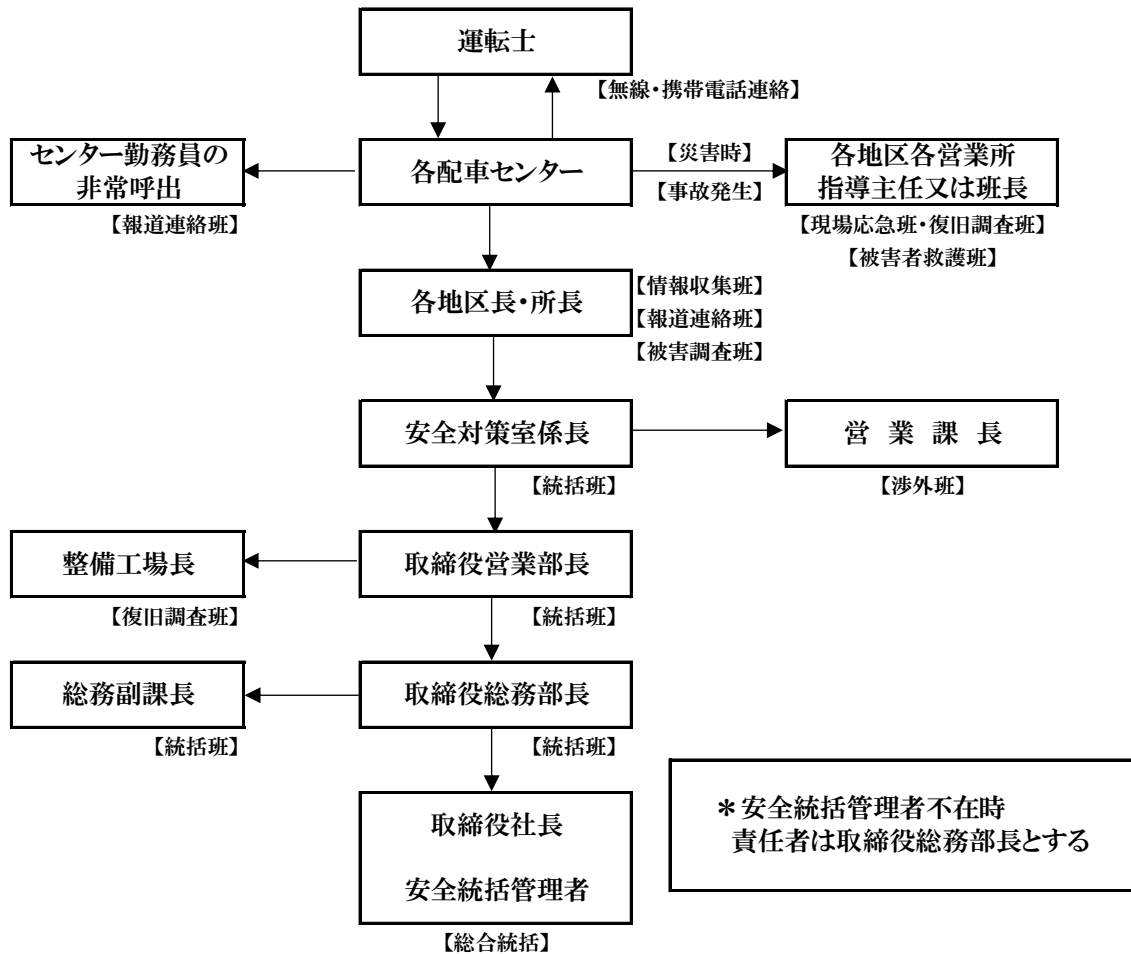
2012年 8月 16日 改正
2013年 3月 1日 改正
2016年 6月 8日 改正
2017年 6月 16日 改正
2018年 5月 改正

静鉄タクシー株式会社

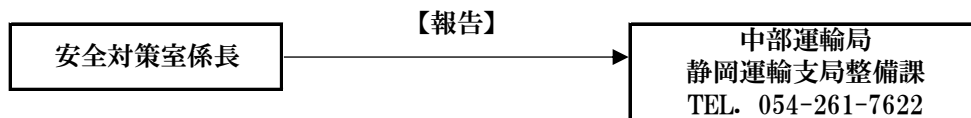
鈴木取締役総務部長 安全統括管理者代理 出勤場所:本社	【静岡対策本部】 【統括本部長代理】	小芝 藤枝地区長 出勤場所:堂林	【清水対策支部長】 【清水地区統括】	池田取締役社長 安全統括管理者 出勤場所:岡出山	【藤枝対策支部長】 【統括本部長】
稲葉 取締役営業部長 出勤場所:本社	【静岡対策 副本部長】 【静岡地区統括】	岩崎 配車センター係長 出勤場所:堂林	【清水対策本部】 【報道・情報対策 統括責任者】	西村 指導係長 出勤場所:岡出山	【藤枝対策本部】 【藤枝地区統括】
高松 安全対策室係長 出勤場所:本社	【静岡地区統括】 【報道・情報統括】	佐藤 配車センター長 出勤場所:堂林	【配車センター対策】 【運行管理 統括責任者】	永田 配車センター長 出勤場所:岡出山	【配車センター対策】 【運行管理 統括責任者】
浅場 営業課長 出勤場所:本社	【静岡対策本部】 【報道・情報対策 統括責任者】	樋渡 配車センター員 出勤場所:堂林	【配車センター対策】 【運行管理】	吉田 配車センター主任 出勤場所:岡出山	【藤枝対策本部】 【報道統括責任者】
武田 総務課主任 出勤場所:本社	【現場対策本部】 【情報収集班】	宮城島 整備課工場長 出勤場所:堂林	【現場対策本部】 【車両運行管理 統括責任者】	石川 整備課主任 出勤場所:岡出山	【現場対策本部】 【車両運行管理 責任者】
石井 配車センター長 出勤場所:本社	【配車センター対策】 【運行管理 統括責任者】	野口 営業課員 出勤場所:堂林	【現場対策本部】 【情報収集班】	渡辺 配車センター員 出勤場所:岡出山	【現場対策本部】 【情報収集班】
海野 整備課員 出勤場所:本社	【現場対策本部】 【車両運行管理 責任者代理】	* 諸事情により指定場所に参加できない場合には、最寄営業所に参加する。			
柴原 清水地区長 出勤場所:城北	【城北(営)責任者】 【報道・情報 統括責任者】	折井 地区長補佐 出勤場所:丸子	【丸子(営)責任者】 【報道・情報 統括責任者】	1.出勤日においては、勤務場所にて対応。 2.時間外においては、上記参集場所に速やかに出勤。なお、女子従業員については、自宅待機。 3.営業中にあつては、最寄の営業所に出勤。 4.対策本部は、2階会議室。会議室が使用不可能の場合は、セブンイレブン北側社用駐車場を対策本部とする。 5.配車センター員は、居住地の営業所に参加。 6.非乗務員は、居住地の営業所に参加。	
水上 静岡地区長 出勤場所:城北	【城北現場対策】 【運行管理 統括責任者】	村本 総務課員 出勤場所:丸子	【丸子現場対策】 【運行管理】		
小林(卓) 城北(営)所長 出勤場所:城北	【城北現場対策】 【報道・情報対策 責任者】	小林(正) 安全対策室主任 出勤場所:丸子	【丸子現場対策】 【情報収集班】		
村松 総務副課長 出勤場所:城北	【城北現場対策】 【情報収集班】				

2012年 12月 1日 改正
2013年 3月 1日 改正
2016年 6月 8日 改正
2017年 6月 16日 改正
2018年 5月 改正

『災害発生時の報告連絡体制』

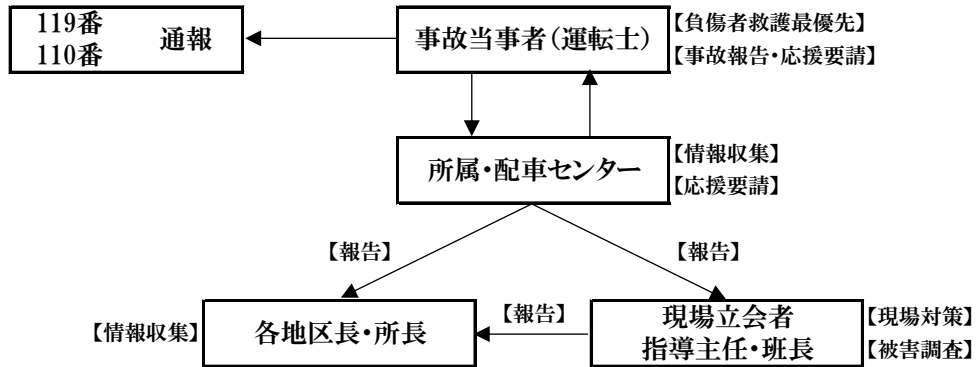


<支局報告案件の場合>



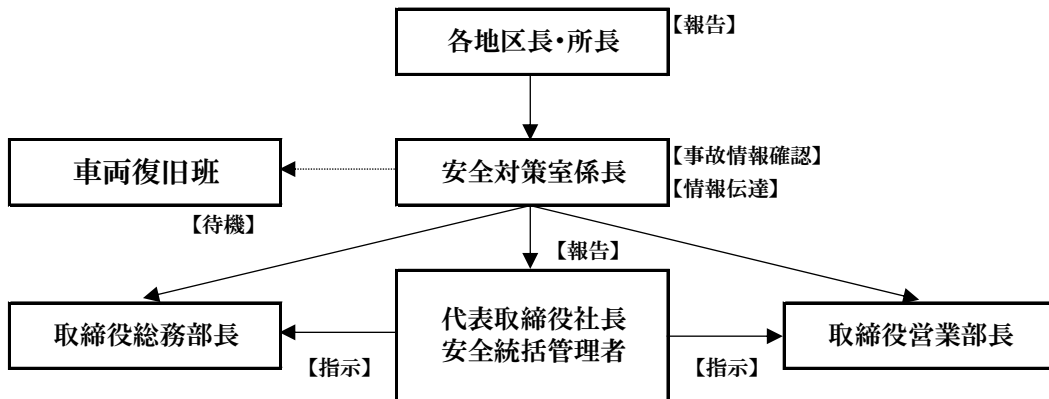
【災害状況により緊急連絡網使用】

『事故報告体制』



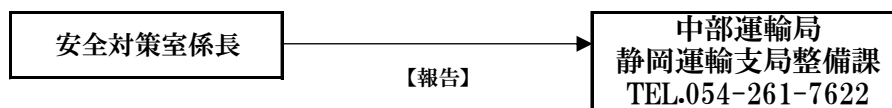
* 重大事故と判断した場合は、情報連絡体制を活用する

『重大事故発生時の情報連絡体制』



* 安全統括管理者不在時は、責任代理者は取締役総務部長とする

<支局報告案件の場合>



今後も「輸送の安全」を最優先とし、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などございましたら、ご連絡ください。

【連絡先】 安全対策室 (054) 284-2111

平成29年度 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番25号

<http://www.shizutetsu-taxi.co.jp>

2018年 6月 発行